

## 令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第4回総会 議事録

■日時 令和2年7月21日（火）午前11時00分～午前11時22分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

### ■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、池本委員、奥委員、日下委員、玄委員、小林委員、小堀委員、袖野委員、高橋委員、堤委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

### ■議事内容

#### 1 答申

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書  
⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染及び騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

## 受 理 報 告 ( 7 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	東金町一丁目西地区市街地再開発事業	令和2年6月30日
2 事 後 調 査 報 告 書	光が丘清掃工場建替事業	令和2年6月10日
3 完 了 届	(仮称) 竹芝地区開発計画	令和2年6月25日

令和 2 年度「東京都環境影響評価審査会」第 4 回総会  
速 記 録

令和 2 年 7 月 21 日 (火)

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 22

(午前 11 時 02 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 本日は、全 21 人のうち、渡邊先生以外 20 名の委員の皆様に出席していただく予定になっております。

これより審議会を進めさせていただきます。

まず、開催に先立ちまして、資料を、端末もしくは印刷したものをお手元にアセス図書と一緒に御用意をお願いしたいと思います。

本日の委員の出席状況ですが、現在、21 名のうち 20 名の委員の方に御出席いただきまして、定足数を満たしております。

それでは、令和 2 年度第 4 回総会の開催をお願いいたします。会長、よろしく願いいたします。

○柳会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 10 名程度といたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、新型コロナの感染リスクを低減させるために、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱、体調不良の健康状態が思わしくない方は出席をお控えください。

傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから令和 2 年度東京都環境影響評価審議会第 4 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第一部会で審議していただきましたので、その結果について、齋藤第一部長から報告を受けることといたします。

それでは、齋藤部会長、よろしく願いいたします。

○齋藤第一部長

資料 1 をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 それでは、答申案文を読み上げさせていただきます。

令和2年7月21日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

1枚資料をおめくりいただきたいと思います。

#### 第1 審議経過

本審議会では、令和2年5月25日に「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表を次ページにつけてございます。ご覧いただきたいと思います。

#### 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

##### 【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地周辺では他の事業が施行又は計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将

来交通量を適切に算定すること。

### 第3 その他

選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合や、調査等の手法に変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上です。

○齋藤第一部長 どうもありがとうございました。

それでは、審議の経過についてご報告いたします。

本環境影響評価調査計画書は、令和2年5月25日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。

本事業は、品川区小山三丁目地内において、店舗及び宿泊施設等から成る複合施設の新築を行うものであり、対象事業の種類は「高層建築物の新築」でございます。

次に、答申案の内容についてご説明いたします。

【大気汚染、騒音・振動 共通】の意見ですが、計画地周辺では他の事業が施行または計画されていることから、周辺事業の実施に伴う工事用車両及び関連車両の影響について可能な限り把握するとともに、将来交通量を適切に算定することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、周知地域区長である品川区長、目黒区長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告について何かご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 答申書を読み上げます。

2 東環審第 13 号

令和 2 年 7 月 21 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「(仮称) 小山三丁目第二地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書について  
(答申)

令和 2 年 5 月 25 日付 2 環総政第 109 号 (諮問第 510 号) で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては先ほどと同じ内容ですので、省略させていただきます。

以上です。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり知事に答申することにいたします。

○柳会長 それでは次に、受理関係につきまして事務局から報告をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 受理報告についてご報告いたします。お手元の資料 2 を御覧ください。

7 月の受理報告は、環境影響評価書 1 件、事後調査報告書 1 件、着工届 1 件、完了届 1 件を受理しております。

○柳会長 それでは、受理報告について事務局から説明をお願いいたします。

○宮田アセスメント担当課長 資料 2 の順序でご説明させていただきます。

資料 2 を 1 枚おめくりいただきまして、「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」となります。こちらの環境影響評価書は令和 2 年 6 月 30 日に受理しております。評価書案については、令和元年 6 月 26 日、第 4 回総会で諮問され、令和 2 年 2 月 27 日、第 12 回総会において知事に答申されております。

「環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連」、こちらの資料につきまして

ご説明させていただきます。

知事の審査意見としましては、5つの項目について6件ございました。では、一つ一つについて御説明させていただきます。

まず「大気汚染」についてですが、審査意見書の内容としては、「計画地近傍には、医療施設、福祉施設など配慮すべき施設が存在し、工事期間も長く、建設機械の稼働による大気質への一定の寄与もあることから、環境保全の措置を徹底し、建設機械による影響のより一層の低減に努めること。」でございました。これに対します評価書での対応としましては、こちらの表の右側になりますけれども、事前に施工計画の詳細検討を行い、工事計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図ることを環境保全のための措置に追記いたしました。

続きまして、「騒音・振動」となります。こちらは2件ございました。

1つ目についてですが、知事の審査意見は、「工事用車両及び関連車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による影響は少ないとしているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。」でございました。これに対して評価書での対応としましては、工事用車両の効率的な管理により車両台数の削減やルートの分散化を図ること、搬出入車両の集中納品や稼働率の向上により車両台数の削減を図ることなどを環境保全のための措置に追記いたしました。

「騒音・振動」の2つ目ですが、「三期工事における工事用車両の出入口周辺は道路幅が狭く、二期工事完了後の関連車両の出入口も近接するため、車両の滞留が懸念される。この近傍には住宅や医療施設・福祉施設が存在することから、工事用車両の走行に当たっては十分に配慮すること。」これに対します評価書での対応としまして、工事用車両出入口に誘導員を配置し周辺の円滑な交通流を確保すること、走行時間帯の分散化により工事用車両の集中を避けることなどを環境保全のための措置に追記いたしました。

続きまして、「地盤、水循環共通」の指摘でございます。意見書の内容としては、「計画地は旧河道に位置していることから、地下掘削等の実施に当たっては計画地周辺の地盤に適切に配慮すること。併せて地盤や地下水の状況について継続的な監視を確実にを行い、状況に応じた環境保全のための措置を徹底し、計画地及びその周辺における地盤変形等の未然防止に努めること。」これに対します評価書での対応としては、地盤及び地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から計画建物完成後の一定期間、継続的に行い、影響が確認された場合には、影響の程度、原因の調査等を行うとともに、速やかに適切な保全対



策を講じることを環境保全のための措置に追記いたしました。

資料をおめくりいただきまして、項目「日影」になります。審査意見書の内容は、「計画建築物の建設に伴い日影の影響を大きく受ける地域があることから、これらの地域の住民に配慮し、年間を通じた日影の影響を丁寧に説明するとともに、計画敷地に利便性に優れ快適に過ごせる空間を新たに創出するなど積極的な対応を検討すること。」。これについての評価書での対応ですが、地域の意見等に応じて、冬至日以外の日影の状況についても丁寧な説明を行うこと、また、地区内に日影が生じる地域への代替となり、地域住民の視点で誰もが使いやすい空間となるよう配慮した広場空間を整備することを環境保全のための措置に追記いたしました。

最後、「風環境」についてですが、審査意見書の内容は、「予測において、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、評価の指標では風速の累積頻度に基づいているため、領域 A や領域 B でも強風は起こり得ることから、予測条件、風速比の算出方法、評価方法等を詳細に記載するとともに、地域住民に十分な説明を行い、理解が得られるよう努めること。また、良好な風環境を確実に確保するよう、環境保全ための措置を徹底すること。」。これについての評価書での対応ですが、風洞実験で用いた測定局データの集計方法、風速、風向、風洞内気流等の実験時の条件、領域 B における累積頻度 55%に関する例示、風速比の算出方法等を追記しました。また、良好な風環境を確保するよう、適切な地点を選定し事後調査を実施すること、地域住民などの意見へ対応することなどを環境保全のための措置に追記いたしております。

続きまして、助言事項の関係について説明いたします。資料としましては、「7 月受理報告に係る助言事項一覧」となります。

7 月の受理報告に係る助言事項ですが、事後調査報告書 1 件につきまして助言事項が 1 件ございました。

7 月分につきましては以上となります。

助言事項については以上となります。会長、よろしく申し上げます。

○柳会長 それでは、7 月受理報告に係る助言について、助言をされました委員の方のコメント等をお願いいたします。

○森川委員 7 月の助言事項についてですが、私がコメントをしましたので発言します。

大気汚染の事後調査ですけれども、影響は問題のないレベルであることが確認できましたので、この工事について何か影響が出ているのかなという観点から確認して、問題ないとい

うことが分かりました。ただ、苦情が1件あったということでしたので、そちらについての対応については引き続きお願いしたいと記載いたしました。よろしくお願いいたします。

○柳会長 森川委員、ありがとうございました。

それでは、提案された助言について、審議会からの助言事項とすることによろしいでしょうか。

特にご発言がないようですので、審議会からの助言事項といたします。事業者伝えて、次回の審議会です事業者の回答の報告をお願いしたいと思います。

○柳会長 受理関係については以上ですが、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご発言もないようですので、これもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 22 分閉会)